

ローカル・ゼブラ・エコシステムの構築に向けた
社会的インパクト評価の活用実践に関する研究会の設置について

令和 7 年 8 月
中小企業庁経営支援部
商業課

1. 研究会設置の目的

中小企業庁では、令和 5 年度より、ローカル・ゼブラ企業の創出・育成に取り組んできた。これまでの取組を通じて、ローカル・ゼブラ企業が創出・育成されるエコシステムの構築の際には、関係者間において、地域の課題解決事業を通じて創出される、事業が社会にもたらす社会的・環境的变化である社会的インパクトを地域単位で創出すること（地域への面的な社会的インパクト）に対する理解を深め、実際に活用していくことが重要であることがわかってきた。

地域エコシステム全体の持続的な成長を図るには、域内外の関係者と連携しながら、資金や人材、事業連携など多様な経営資源を獲得する必要がある。そのため、令和 7 年度は、ローカル・ゼブラ企業個社の努力だけでなく、複数のローカル・ゼブラ企業を支援し、域内外の関係者をつないでいく地域中間支援組織（以下、地域事業づくり会社）の役割も重要であり、今年度の事業を通じて、地域事業づくり会社がエコシステムを成長させていくための仕組みや型を明らかにしていく予定である。

本研究会では、ローカル・ゼブラ企業やエリア全体の成長に向けて、社会的インパクトが評価軸として活用されるシーンも想定しつつ、地域内外の未利用の経営資源が循環できる仕組みの構築の実現に向けた課題や、地域の中間支援機能を担う主体（地域事業づくり会社）の果たす役割等について、論点を整理していく。

2. 研究会の主な討議内容

地域において、社会的インパクトを起点とした経営資源の新しい流れを創出することを最終的な目標として、主に以下のテーマについて各回で討議する。

- （１）地域内の関係者とどのように目線を合わせ、協力して地域の資源や経済の循環を起こしていけるか
- （２）地域外の関係者とどのように目線を合わせ、経営資源を持ち寄り、事業を推進していけるか
- （３）地域の面的なインパクトの可視化
- （４）協働や資本の循環を進めるための対話の在り方
- （５）対話の実践からの学びの共有
- （６）さらなる対話の促進に向けて今後必要となる施策の検討

3. 研究会の進め方

- ・委員の了承を得て座長を選任する。
- ・研究会の議事は原則非公開とし、各回終了後、委員の了承を得た上で議事要旨を公開する。
- ・配布資料は原則公開とするが、個別の事情に応じて、非公開が適切と考えられる配布資料については、事務局が座長（配布資料が事務局以外の者から提出されたものである場合には座長及び資料提出者）と相談して、決定する。